

きょうの
食品まめ知識

米等の産地情報について



最近、飲食店へ入るとついつい店の中をきょろきょろ見たり、メニューの中で別の項目を見ることがあります。米の産地情報の伝達は… ???

「一般消費者への産地情報の伝達義務」

外食店等は、一般消費者の方に米飯類を販売・提供する場合には、米トレーサビリティ法に基づいて、産地情報の伝達を行う義務があります。この法律の主な目的は、
○ 生産から販売・提供までの各段階を通じて米、米加工品の移動を分かるようにする。
○ 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定できるようにする。などです。

「外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段」

店内に「当店のごはんは〇〇産の米を使用しています。」と表示する方法もありますが「産地情報については店員におたずねください。」とか、メニューに「当店でごはん・定食に使用しているお米は全て国産です。」と記載するなど、さまざまな伝達方法があります。この季節、少しいつもと違う目線で飲食店を見てみては如何でしょうか。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

TEL : 075-414-5654 URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html>